

医療用医薬品 品質情報集

付録

日本薬局方外医薬品規格 第三部

Ｌ-アスパラギン酸カリウム・Ｌ-アスパラギン酸マグネシウム
アスピリン・炭酸マグネシウム・ジヒドロキシアルミニウムアミノアセテート
アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物
イトブリド塩酸塩
イブプロフェン
インドメタシン
エピナスチン塩酸塩
オザグレル塩酸塩水和物
クレンプテロール塩酸塩
クロナゼパム
サルボグレラート塩酸塩
Ｌ-システイン
ジフェニドール塩酸塩
チアミンジスルフィド・ピリドキシン塩酸塩・シアノコバラミン
デキストラン硫酸エステルナトリウム イオウ 18
ブラウノトール
フルタミド
フルニトラゼパム
プロパンテリン臭化物・銅クロロフィリンナトリウム・ケイ酸マグネシウム
ブロムベリドール
ベンズプロマロン
ペントキシベリリンクエン酸塩

財団法人 日本公定書協会 編

平成19年9月版

薬食審査発第1005001号
平成19年10月5日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

医療用医薬品品質情報集について

今般、医療用医薬品の品質再評価の実施に伴い、製剤の溶出性等に係る品質情報の提供のため、その結果等を取りまとめた「医療用医薬品品質情報集（平成19年9月版）」を送付するので、縦覧方よろしくご配慮願いたい。

本書は上記通知「医療用医薬品品質情報集」の普及版です。編集にあたり、判型や割付を変更し、販売業者名と薬価を追加しています。

本書に掲載された内容を複写、複製または翻訳する際は、株式会社薬事日報社にお問い合わせください。

目 次

1. はじめに	1
2. 医療用医薬品品質情報集の利用にあたって	3
3. 品目リスト（平成19年8月3日時点）	7
品目リスト索引 i	
L-アスパラギン酸カリウム・L-アスパラギン酸マグネシウム	108
アスピリン・ダイアルミネート（アスピリン330mg・炭酸マグネシウム100mg・ジ ヒドロキシアルミニウムアミノアセテート50mg）	23
アスピリン・ダイアルミネート（アスピリン81mg・炭酸マグネシウム22mg・ジヒ ドロキシアルミニウムアミノアセテート11mg）	112
アデノシン三リン酸二ナトリウム（アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物）	117
塩酸イトプリド（イトプリド塩酸塩）	93
イブプロフェン	17
インドメタシン	17
塩酸エピナスチン（エピナスチン塩酸塩）	125
塩酸オザグレル（オザグレル塩酸塩水和物）	125
塩酸クレンプテロール（クレンプテロール塩酸塩）	77
クロナゼパム	15
塩酸サルボグレラート（サルボグレラート塩酸塩）	110
L-システイン	118
塩酸ジフェニドール（ジフェニドール塩酸塩）	41
チアミンジスルフィド・塩酸ピリドキシン・シアノコバラミン（チアミンジスル フィド・ピリドキシン塩酸塩・シアノコバラミン）	106
デキストラン硫酸ナトリウム（デキストラン硫酸エステルナトリウム イオウ 18）	68
プラウノトール	88
フルタミド	122
フルニトラゼパム	12
臭化プロパンテリン・銅クロロフィリンナトリウム・ケイ酸マグネシウム（プロ パンテリン臭化物・銅クロロフィリンナトリウム・ケイ酸マグネシウム）	90
ブロムペリドール	32

ベンズブロマロン	114
クエン酸ペントキシベリン (ペントキシベリンクエン酸塩)	72

4. 溶出曲線測定例 143

L-アスパラギン酸カリウム・L-アスパラギン酸マグネシウム	143
アスピリン・ダイアルミネート (アスピリン・炭酸マグネシウム・ジヒドロキシアルミニウムアミノアセテート)	144
アデノシン三リン酸二ナトリウム (アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物)	145
塩酸イトプリド (イトプリド塩酸塩)	145
イブプロフェン	146
インドメタシン	147
塩酸エピナスチン (エピナスチン塩酸塩)	148
塩酸オザグレル (オザグレル塩酸塩水和物)	149
塩酸クレンプテロール (クレンプテロール塩酸塩)	151
クロナゼパム	152
塩酸サルボグレラート (サルボグレラート塩酸塩)	156
L-システイン	157
塩酸ジフェニドール (ジフェニドール塩酸塩)	159
チアミンジスルフィド・塩酸ピリドキシン・シアノコバラミン (チアミンジスルフィド・ピリドキシン塩酸塩・シアノコバラミン)	160
デキストラン硫酸ナトリウム (デキストラン硫酸エステルナトリウム イオウ 18)	161
プラウノトール	162
フルタミド	163
フルニトラゼパム	163
臭化プロパンテリン・銅クロロフィリンナトリウム・ケイ酸マグネシウム (プロパンテリン臭化物・銅クロロフィリンナトリウム・ケイ酸マグネシウム)	165
ブロムペリドール	166
ベンズブロマロン	168
クエン酸ペントキシベリン (ペントキシベリンクエン酸塩)	168

5. 物理化学的性質 169

L-アスパラギン酸カリウム・L-アスパラギン酸マグネシウム	169
アスピリン・ダイアルミネート (アスピリン・炭酸マグネシウム・ジヒドロキシアルミニウムアミノアセテート)	170
アデノシン三リン酸二ナトリウム (アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物)	171

塩酸イトプリド（イトプリド塩酸塩）	171
イブプロフェン	172
インドメタシン	172
塩酸エピナスチン（エピナスチン塩酸塩）	173
塩酸オザグレル（オザグレル塩酸塩水和物）	173
塩酸クレンプテロール（クレンプテロール塩酸塩）	174
クロナゼパム	174
塩酸サルボグレラート（サルボグレラート塩酸塩）	175
L-システイン	175
塩酸ジフェニドール（ジフェニドール塩酸塩）	176
チアミンジスルフィド・塩酸ピリドキシン・シアノコバラミン（チアミンジスルフィド・ピリドキシン塩酸塩・シアノコバラミン）	176
デキストラン硫酸ナトリウム（デキストラン硫酸エステルナトリウム イオウ18）	179
プラウノトール	179
フルタミド	180
フルニトラゼパム	180
臭化プロパンテリン・銅クロロフィリンナトリウム・ケイ酸マグネシウム（プロパンテリン臭化物・銅クロロフィリンナトリウム・ケイ酸マグネシウム）	181
ブロムペリドール	182
ベンズブロマロン	183
クエン酸ペントキシベリン（ペントキシベリンクエン酸塩）	183

（付録）

日本薬局方外医薬品規格第三部

平成19年8月3日薬食発第0803007号 厚生労働省医薬食品局長通知 …………… 187

各 条

（別添） L-アスパラギン酸カリウム75mg・L-アスパラギン酸マグネシウム75mg錠	188
アスピリン・ダイアルミネート（アスピリン330mg・炭酸マグネシウム100mg・ジヒドロキシアルミニウムアミノアセテート50mg）錠	190
アスピリン・ダイアルミネート（アスピリン81mg・炭酸マグネシウム22mg・ジヒドロキシアルミニウムアミノアセテート11mg）錠	191
アデノシン三リン酸二ナトリウム腸溶顆粒	193
イトプリド塩酸塩錠	195
イブプロフェン顆粒	197
イブプロフェン錠	199

インドメタシン徐放カプセル	201
エピナスチン塩酸塩錠	202
オザグレル塩酸塩錠	205
クレンプテロール塩酸塩顆粒	208
クレンプテロール塩酸塩錠	210
クロナゼパム細粒	212
クロナゼパム錠	214
サルボグレラート塩酸塩錠	216
L-システイン散	218
L-システイン錠	220
ジフェニドール塩酸塩顆粒	222
ジフェニドール塩酸塩錠	224
チアミンジスルフィド10mg・ピリドキシン塩酸塩25mg・シアノコバラミン0.25mg カプセル	226
デキストラン硫酸エステルナトリウム腸溶錠	229
プラウノトール細粒	231
フルタミド錠	233
フルニトラゼパム錠	236
プロパンテリン臭化物3.75mg・銅クロロフィリンナトリウム7.5mg・ケイ酸マグネシウム160mg 錠	238
ブロムペリドール細粒	240
ブロムペリドール錠	242
ベンズブロマロン細粒	244
ペントキシベリンクエン酸塩細粒	245

1. はじめに

医療用医薬品の内用固形製剤について、その品質を確保するため、平成10年度から溶出性が適当であるかどうか確認をするとともに、適当と認められた医薬品については、溶出試験規格を承認事項として設定するという品質再評価を開始した。

本書は、再評価が終了するなど溶出性に係る品質が適当であることを確認しているもの及び再評価中の品目を取りまとめたものであり、公的機関における測定例を例示するとともに、溶解度など基本的な情報についても取りまとめたので、ご活用いただきたい。但し、品目リストは過去の公表分も含め掲載しているが、溶出曲線例等は過去のを参照いただく必要がある。

なお、品目リストは平成19年8月3日結果通知を加えて取りまとめたものであり、また、過去に結果通知した品目についてもできる限り新しいものとしたが、会社合併等で製造販売業者名が、その後変更される場合もあり、最新の出版物でご確認されることを希望する。
(概ね、年4回改訂する計画)

医療用医薬品品質情報集の利用に関する Q&A

Q1

この品目表に収載された品目以外は先発医薬品との同等性は確認されていないのですか？

A

ここに収載されている品目は品質再評価実施時に再評価を受審した品目です。品質再評価指定以降に承認されている、同一規格の製剤については、その承認時期に応じ、同等性を確認し、同一の溶出試験規格の設定を行って承認されているか、若しくは、同等性を確認し、品質再評価終了後、溶出試験規格を設定することを条件として承認されており、品質再評価終了後速やかに規格設定が行われているため、ここに収載された製剤と同一規格の製品であれば、すべて、同等性の確認と溶出試験規格の設定が行われていることとなっています。個々に収載されている以外の個々の製剤の情報については、各製造販売業者にお問い合わせ下さい。

Q2

この品目表に収載された以外の成分、製剤規格については、先発品と後発品の同等性は確認されていないのですか。

A

平成7年4月以降に申請された内服固形製剤については、原則として溶出試験規格の設定が義務づけられており、後発品の審査にあたっては、生物学的同等性の他、溶出試験規格も設定したうえで承認されており、先発品と後発品の同等性は確認されていることから、品質再評価やオレンジブック収載の対象とはされていません。

Q3

規格が「独自」となっているものはどのような品質管理が行われているのですか。

A

公的溶出試験規格とは異なる試験法・試験規格により品質管理が行われている製品です。具体的内容については、各製造販売業者にお問い合わせ下さい。

Q4

ここに収載されている製品はすべて使用可能な製剤ですか。

A

ここに収載されている製品は、品質再評価を受けた製品であり、薬価収載等にかかわらず収載されております。薬価収載品目であるか、各医療機関において、供給を受けることが可能であるか等については、各製造販売業者にお問い合わせ下さい。

Q5

溶出試験規格設定が義務づけられた新しい医薬品以外の医薬品で、品質再評価の対象となっていない内服固形剤にはどのようなものがありますか。

A

造影剤、消化酵素製剤、制酸剤、生薬・エキス製剤等、溶出試験法以外の製剤試験により適切な品質管理が行われている医薬品については、溶出試験による相対比較と溶出試験規格を設定する、品質再評価の対象とはされていません。

2. 医療用医薬品品質情報集の利用にあたって

(1) 品質再評価の手順

品質再評価が必要と判断された医薬品の製造販売企業に対し、溶出試験を策定するための概略の情報を求めるため予試験の指示を行う。

予試験の結果、回転数、試験をすべき液性等を示して再評価指定を行う。定められた条件において提出された溶出試験成績に基づき、公的溶出試験(案)を定め通知する。

後発企業は先発企業の標準製剤と溶出性を比較するとともに、公的溶出試験(案)との適合性を確認する。

溶出性が適当と認められれば、これを承認書に規定する。

(2) 医療用医薬品品質情報集記載要領

①薬効群欄

再評価対象となった医薬品を含む薬効群の分類番号を記載。

②有効成分欄

有効成分名を記載。配合剤の場合は複数有効成分名を記載。

③剤形欄

錠剤、カプセル、顆粒など剤形を示す。

④特性欄

普通→普通製剤、腸溶→腸溶製剤、徐放→徐放製剤、口腔→口腔内崩壊製剤

⑤含量欄

1個当たりの含量あるいは1g当たりの含量

⑥ステップ欄

各ステップの定義と記載項目

(1)の品質再評価の手順を以下の5ステップに分類する。

1：指定の答申を得た医薬品

2：予試験が指示されたもの

3：再評価指定が行われたもの

4：公的溶出試験(案)が通知されたもの

5：公的溶出試験が設定されたもの（網点があるのは今回ステップ5になったものの）

⑦標準欄

a 溶出試験の標準製剤には標準の欄に「*」あるいは「+」を記載する。ただし、品質再評価終了後に標準製剤が承認整理される等、「*」あるいは「+」のない場合もある。

具体的手順とステップ

①品質再評価候補の選択【ステップ1】

- ・構造式の類似性を利用し薬効群ごとに再評価指定候補医薬品が選択される。
- ・厚生労働大臣は薬事・食品衛生審議会に諮問し、指定成分等について答申を得る。

②予試験実施【ステップ2】

- ・予試験の開始が通知される。
- ・当該医薬品の先発企業が成分の特性に応じ、通常、pH1.2、4.0、6.8、水の4液性、パドル法50回転という条件を手始めとして、pHや回転数の変更、界面活性剤の添加などを行い、「標準的な溶出試験条件案」を決定する。
- ・「標準的な溶出試験条件案」で後発医薬品の溶出性が測定される。
- ・得られた先発医薬品・後発医薬品の溶出パターンを比較し、測定値のばらつき、試験実施の簡便性等を考慮し、4液性のうちから基準液性が決定される。

③品質再評価指定【ステップ3】

- ・再評価指定が行われる（基準液性を含む「標準的な溶出試験条件」が併せて通知される）。
- ・先発企業は基準液性において3ロット（n=6）の試験を実施する。3ロットのうち中間的な溶出性を示すものを標準ロットとし、基準液性以外の3液性において1ロット（n=6）溶出試験を実施し、これらの成績を提出する。
- ・先発企業は基準液性において公的溶出試験の案を作成し、提出する（先発企業の協力が得られない場合は、国立医薬品食品衛生研究所及び地方衛生研究所が協力して、国が規格案を作成する）。
- ・後発企業は標準的な溶出試験条件において1ロット（n=6）4液性の試験を実施し成績を提出する。
- ・上記資料の提出期限は再評価指定後3ヶ月。

④公的溶出試験案通知【ステップ4】

- ・厚生労働省では、書面により「公的溶出試験案」を評価し、適当と認められれば「公的溶出試験案」として通知する。先発企業は標準ロットを後発企業に提供する。
- ・地方衛生研究所は公的溶出試験案に基づき、試験案の文面通り操作を行えば試験が適切に実施できるか確認するため実際に試験を行い、試験法の記述の妥当性等を確認する。
- ・後発企業は入手した先発標準ロットと自社の試験品の溶出挙動を相対比較するとともに、自社の試験品3ロットを用いて公的溶出試験案に対する適合性を確認する（絶対値比較）。

⑤溶出試験一変申請

- ・先発企業及び後発企業は、溶出試験法を承認内容に追加すべく承認事項一部変更承認申請を行う（公的溶出試験案通知後3ヶ月以内）。

⑥結果公表【ステップ5】

- ・提出された資料が適当と認められれば、一変申請が承認されるとともに、再評価判定がなされる。また同時に公的溶出試験法が公表される。

田中克平：日本薬剤師会雑誌、51(5)、p.124(1999)より改変転載

る。

b 標準製剤となるのは以下のものである。

- ・臨床試験を実施した先発医薬品（＊と表記）
- ・先発医薬品と生物学的同等性が確認されている剤形違い・含量違い品で、適当な溶出試験が設定されているもの（＋と表記）

c 独自に用量設定試験を行った製剤が複数ある場合は、標準製剤を示す＊あるいは＋の後に a、b…を付す。

⑧販売名欄

a ステップ 5 である場合に記載する。

b ステップ 1～4 の場合には記載しない。

⑨製造販売業者欄

a ステップ 5 である場合に記載する。

b ステップ 1～4 の場合には記載しない。

c 当該剤形の含量毎に、標準製剤企業（主に先発企業）を最初に記載し、次に標準製剤以外の企業（主に後発企業）を五十音順に記載する。

d 複数の標準製剤企業（主に先発企業）がある場合には、それぞれの標準製剤企業（主に先発企業）の次に標準製剤以外の企業（主に後発企業）を記載する。

e 製造と販売が別の企業の場合は、両者を「－」で結んで表記する。

f 上記 e において、製造販売企業も販売している場合は「、－」で結んで表記する。

⑩規格欄

以下のそれぞれの情報を意味する。

- ・公的…公的溶出試験に適合するもの。
- ・独自…合理的な理由があり、公的規格ではなく独自規格を設定した医薬品。
- ・年月…ステップ 1～4 の場合、それぞれのステップに移行した年月を元号により記載する。

なお、臨床試験を実施した企業が複数あり、公的溶出試験が複数ある場合には「公的

a)「公的 b)…」、また、公的溶出試験のうち、定量法のみが異なるものを「公的（1法）」「公的（2法）」…のように表記している。

⑪薬価欄

平成19年10月1日までの告示に基づくもの。

⑫No. 欄

例えば〔1〕とあるのは、「医療用医薬品品質情報集 No. 1」に記載されていることを示す。

(3) 凡 例

薬効群	有効成分	剤 形	特 性	含 量	ステ ップ	標 準	販売名	製造販売業者	規 格	薬 価	No.	注 釈
111	A				1				10年 7 月			(注 1)
	B	錠剤	徐放	10mg	3				11年 3 月			(注 2)
		カプセル	徐放	10mg	3				11年 3 月			
	C	錠剤	普通	50mg	5	*	a 錠50	a 製薬	公的	△△.△0	1	(注 3)
112	D	錠剤	徐放	50mg	5	*a	b 錠50	b 製薬	独自	△△.△0	2	(注 4)
					5		c 錠50	c 製薬、-X 薬品	公的 a	△△.△0	2	(注 5)
					5	*b	d 錠50	d 製薬	公的 b	△△.△0	2	(注 6)
113	E	錠剤	普通	10mg	5	*	e 錠50	e 製薬	公的	△△.△0	25	(注 7)
					5		f 錠50	f 製薬	公的	△△.△0	25	
		カプセル	普通	10mg	5	+	g 50	g 製薬-Y 薬品	公的	△△.△0	4	(注 8)

(注 1) ステップ 1、ステップ 2 においては、成分名、ステップ、当該ステップ移行への年月を元号により記載。

(注 2) ステップ 3 以降は、剤形・含量別に記載。

(注 3) ステップ 5 になれば、販売名・製造販売業者名を明らかにする。

(注 4) 合理的な理由があり、公的規格ではなく適当な独自規格を設定した先発医薬品。

(注 5) 製造と販売が別の企業の場合は、両者を「-」で結んで表記する。製造販売企業も販売している場合は「、-」で結んで表記する。

(注 6) 独自に用量設定試験を行った場合は、同一剤形・同一含量であっても、標準欄には先発の数だけ標準製剤を示す*の後に a、b…を付す。

(注 7) ステップ 5 に網点があるのは、今回ステップ 5 になったもの。

(注 8) 標準製剤のうち、用量設定など臨床試験を実施したものを「*」、先発医薬品との生物学的同等性により承認されているものを「+」で表記する。なお、臨床試験を実施した先発品の承認整理により、同一成分内に「*」の存在しない成分もある。

(4) 有効成分の名称

有効成分の名称については、平成18年厚生労働省告示第二百八十五号「日本薬局方」により日本薬局方における日本名命名法を変更したことに伴い、平成18年 3 月31日付薬食審査発第0331013号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知（以下「課長通知」という。）「日本薬局方における日本名命名法変更に伴う医薬品の一般的名称（JAN）の取扱いについて」の別紙に示された命名法に従って変更するものとされた。

本書においては、原則として平成18年 3 月31日以前の名称を用いているが、必要な場合は課長通知の別紙に示す命名法に従い適切に読み替えるものとする。

なお、再評価指定通知等が新名称によって行われたものについては、かっこ書きの中に新名称を示している。

3. 品目リスト

平成19年 8 月 3 日現在
※薬価は平成19年10月 1 日現在

品目リスト 索引〔有効成分名・販売名〕

〔あ 行〕			
アイスデン錠25mg	51	アシロベック錠400	141
アイスラール錠20mg	59	アシロミン錠200	140
アイセミン錠12.5mg	51	アシロミン錠400	141
アイセミン錠25mg	51	アスオスト錠200mg	117
アイタント錠50	111	アスクール錠50	55
アイタント錠100	111	アスクール錠100	55
アイデイト錠	114	アズクレニンS顆粒	89
アイデイトロール10	46	アスケート錠	108
アイデイトロール20	46	アスコマーナ錠0.25	11
アイトロール錠10mg	59	アスכולピン酸	105
アイトロール錠20mg	59	アスכולピン酸・パントテン酸カルシウム	105
アイビーディカプセル50	127	アスコンプ顆粒50%	82
アイビーディカプセル100	127	アスコンプ細粒25%	81
アイビーディドライシロップ5%	127	アズサレオン錠10	125
アイラックス錠200mg	140	アズサレオン錠20	125
アイラックス錠400mg	141	アズゾール錠	142
アイロケール錠20	60	アスタージス錠2mg	79
アイロミア錠	108	アスタワール錠40	45
アイロメート錠20mg	38	アスデュフェ錠100mg	139
アインデルカプセル	128	アスデュフェ錠200mg	139
アインデルドライシロップ	128	アストニール錠10	44
アルカルディカプセル1.25	42	アストネリン錠1mg	39
アルカルディカプセル2.5	42	アストフィリン錠	73
アルカボース	116	アストブチン錠1mg	124
アキトナール顆粒10%	38	アストブチン錠	78
アキネトン細粒1%	25	アストマリ細粒	73
アキネトン錠1mg	25	アストモリジンD錠	74
アギール散〔三研〕	123	アストモリジンM錠	74
アーキンZ錠60	42	アストロフェン錠200mg	85
アクアレナカプセル	83	アズノール細粒(0.4%)	81
アクアレナ細粒	82	アズノール細粒(1%)	81
アクセノン末	14	アズノール錠2mg	81
アクタリット	16	アスバラ-CA錠200	107
アクチオス顆粒40%	140	アスバラカリウム散50%	107
アクチオス錠200	140	アスバラカリウム錠300mg	108
アクチオス錠400	141	L-アスバラギン酸カリウム	107
アクチダス錠200	140	L-アスバラギン酸カリウム・L-アスバラ	
アクチダス錠400	141	ギン酸マグネシウム	108
アクチナミン	36	L-アスバラギン酸カルシウム	107
アクロマイシンVカプセル50mg	135	アスバラ錠医家用	108
アクロマイシンVカプセル250mg	135	アスピリン	110
アコミック錠10	72	アスピリン・アスכולピン酸	23
アサシオン0.25mg錠	11	アスピリン・ダイアルミネート	23, 112
アザスルファン腸溶錠500mg	137	アスピリン・炭酸マグネシウム・ヒドロキシ	
アザルフィジンEN錠	137	アルミニウム アミノアセテート	23, 112
アザルフィジンEN錠250mg	136	アスブナード細粒	87
アシクロビル	140	アズプロ錠2mg	81
アシクロビン顆粒40%	140	アスペノンカプセル10	44
アシクロビン錠200	140	アスペノンカプセル20	44
アシクロビン錠400	141	アスベリン散10%	76
アシクロメルク錠200	140	アスベリンドライシロップ2%	76
アシクロメルク錠400	141	アスポーラカプセル5	37
アシノンカプセル75	88	アスポーラカプセル10	37
アシノンカプセル150	88	アスメジン錠200mg「ORY」	84
アシロベック顆粒40%	140	アスマット錠10mg	125
アシロベック錠200	140	アスマット錠20mg	125
		アズレミン細粒	89
		アズレン・グルタミン細粒「EMEC」	89
		アズレン錠「陽進」	81
		アズレンスルホン酸ナトリウム	81
		アズレンスルホン酸ナトリウム・L-グルタ	
		ミン	89
		アズレンゾルG	81
		アズレンゾル錠	81
		アズロゲン錠0.1	14
		アズロゲン錠0.5	14
		アセグラトン	121
		アセグルタミドアルミニウム	81
		アセタゾラミド	48
		アセタノールカプセル100	44
		アセタノールカプセル200	44
		アセチルスピラマイシン	135
		アセチルフェネトライド	14
		アセトアミノフェン	16
		アセトヘキサミド	116
		アゼビット錠1mg	124
		アゼブチン顆粒0.2%	124
		アゼブチン錠0.5mg	124
		アゼブチン錠1mg	124
		アセミパール錠25mg	51
		アセメタシン	16
		アセメール錠10	44
		アゼルーファ錠1mg	124
		アゼン錠1mg	124
		アゾセミド	48
		アゾセリック錠60mg	49
		アゾリタン錠0.4	9
		アタナールカプセル5	66
		アタナールカプセル10	67
		アダラートL錠10mg	65
		アダラートL錠20mg	66
		アダラートカプセル5mg	66
		アダラートカプセル10mg	67
		アーチスト錠10mg	56
		アーチスト錠20mg	56
		アチネス錠50	38
		アーチメント錠100mg	118
		アチロンE顆粒	120
		アチロン細粒	120
		アーチワン錠10	56
		アーチワン錠20	56
		アーチワン散10%	109
		アーツェー錠10mg	109
		アーツェー錠30mg	109
		アップノン錠	22
		アップフリー錠10	72
		アデカット7.5mg錠	53
		アデカット15mg錠	53
		アデカット30mg錠	53
		アデコック錠	126
		アデストルミンカプセル	104
		アデニン	119
		アデネコリン-M	37
		アデネジン50	24
		アデネジン100	24

薬効群	有効成分	剤形	特性	含 量	ステ ップ	標準	販 売 名	製造販売業者	規 格	薬 価	No.
112 抗催 不眠 安鎮 剤、 静 剤、	アルプラゾラム	錠剤	普通	0.4mg	5 *	5 *	ソラナックス0.4mg錠	ファイザー(株)	公的	11.00	15
					5 *	5 *	コンスタン0.4mg錠	武田薬品工業(株)	公的	11.40	15
					5		カームダン錠0.4mg	共和薬品工業(株)	公的	6.40	15
					5		アゾリタン錠0.4	大洋薬品工業、－日本ジェネリック	公的	6.40	15
					5		メンピット錠0.4	東和薬品(株)	公的	6.40	15
					5		メデボリン錠0.4	メデイサ新薬－沢井製薬	公的	6.40	15
112 エスタゾラム		散剤	普通	0.8mg	5 *	5 *	ソラナックス0.8mg錠	ファイザー(株)	公的	19.00	15
					5 *	5 *	コンスタン0.8mg錠	武田薬品工業(株)	公的	19.00	15
					5 *	5 *	ユーロジン散1%	武田薬品工業(株)	公的	69.50	14
					5 *	5 *	ユーロジン1mg錠	武田薬品工業(株)	公的	12.00	14
					5		エスタゾラム錠1mg「アメル」	共和薬品工業、－日医工	公的	9.20	14
					5 *	5 *	ユーロジン2mg錠	武田薬品工業(株)	公的	18.80	14
112 塩酸フルラゼパム		錠剤	普通	10mg	5	5	エスタゾラム錠2mg「アメル」	共和薬品工業、－日医工	公的	17.50	14
					5 *	5 *	ベノジールカプセル10	協和発酵工業(株)	公的	10.50	17
					5 *	5 *	ベノジールカプセル15	協和発酵工業(株)	公的	12.90	17
					5 *	5 *	ダルメートカプセル15	共和薬品工業(株)	公的	12.40	17
					5	5	ネルガート15	鶴原製薬(株)	公的	6.40	17
					5 *	5 *	リスミー錠1mg	塩野義製薬(株)	公的	23.20	14
112 塩酸リルマザホン		錠剤	普通	1mg	5 *	5 *	リスミー錠2mg	塩野義製薬(株)	公的	36.30	14
					5 *	5 *	セレナール散10%	第一三共(株)	公的	48.30	15
					5	5	ネブスン散10%	辰巳化学(株)	公的	13.30	15
					5	5	ペルサル細粒	(株)イセイ	公的	13.50	15
					5 *	5 *	セレナール錠5	第一三共(株)	公的	6.40	15
					5 *	5 *	セレナール錠10	第一三共(株)	公的	6.40	15
112 オキサゾラム		散剤	普通	100mg/g	5	5	ペルサル10	(株)イセイ	公的	6.10	15
					5	5	トッカータ錠10mg	共和薬品工業(株)	公的	6.10	15
					5	5	ネブスン錠10mg	辰巳化学(株)	公的	6.10	15
					5	5	ペルサル20	(株)イセイ	公的	6.40	15
					5 *	5 *	セデイール錠5mg	大日本住友製薬(株)	公的	23.60	24
					5 *	5 *	セデイール錠10mg	大日本住友製薬(株)	公的	41.20	24
112 クロキサゾラム		散剤	普通	10mg/g	5 *	5 *	セパゾン散1%	第一三共(株)	公的	28.60	15